

京都市指定給水装置工事事業者リスト（南区）

※下記の注意点をご覧ください。

令和3年4月1日現在

指定番号	指定工事事業者名	所在地	電話番号	FAX番号	A	B
625	株式会社アクセス	京都市南区上鳥羽岩/本町82-2	075-682-2607	075-682-2609		
832	アサヒ運輸株式会社	京都市南区吉祥院嶋野間詰町70	075-671-3124	075-671-3125		
905	有限会社アール・エイ・ティー	京都市南区上鳥羽高皇町106-6	075-662-0450	075-662-0446		
7	石原設備工業株式会社	京都市南区西九条豊田町7-2	075-672-1279	075-672-0649	○	○
1019	イワタニ近畿株式会社	京都市南区吉祥院石原堂ノ後町31	075-671-6363	075-682-1687		
14	株式会社ウォーターライン	京都市南区西九条東比永城町108-4	075-672-4835	075-672-3858	○	
15	株式会社宇野設備	京都市南区久世中久世町三丁目25	075-934-5555	075-931-6095	○	
429	株式会社エス・ティ・アイ	京都市南区東九条南河原町3-8	075-671-7600	075-671-0400		
385	エネテック京都株式会社	京都市南区東九条南石田町74-2	075-693-6530	075-693-6535		
437	大橋設備工業	京都市南区上鳥羽堀子町78	075-691-6627	075-691-6685		
482	大山工業	京都市南区吉祥院流作町9-1	075-313-2380	075-313-3998		
325	岡本設備工業	京都市南区上鳥羽仏現寺町40-13	075-681-7857	075-681-7857		
32	春日設備工業株式会社	京都市南区西九条蔵王町38	075-671-5377	075-671-5584		
324	株式会社かんでんエンジニアリング	京都市南区上鳥羽尻切町5-2	075-671-2171	075-681-0589		
658	一般財団法人京都市上下水道サービス協会	京都市南区西九条菅田町7-3	075-681-3611	075-681-3612		
44	京都住設株式会社	京都市南区久世大藪町43	075-932-5532	075-932-3400	○	
873	株式会社京都水道	京都市南区久世上久世町788-2	075-874-7772	075-874-7773		
45	株式会社協立工業所	京都市南区東九条南山王町9	075-691-4894	075-671-1716		
46	共立設備株式会社	京都市南区唐橋花園町38-2	075-661-4534	075-671-3010	○	
800	久保工業株式会社	京都市南区吉祥院石原町15-5	075-672-3479	075-672-1678		
245	株式会社クラシアン	京都市南区上鳥羽藁田23-2	075-682-2761	075-682-2762		
55	株式会社京阪水道総合設備	京都市南区東九条西明田町48-7	075-681-9465	075-661-0531	○	
641	有限会社近藤設備	京都市南区西九条南田町1-4東寺ハイム1104号	075-661-5112	075-661-5112		
470	繁工業	京都市南区上鳥羽南中ノ坪町69	075-661-7593	075-661-7593		
649	株式会社シティーライフサービス	京都市南区東九条北松ノ木町27-5	075-682-8989	075-682-6969	○	
90	太陽設備工業株式会社	京都市南区吉祥院八反田町18-1	075-672-5236	075-661-5047	○	
304	株式会社田中ポンプ工業所	京都市南区吉祥院落合町14-4	075-693-8841	075-693-8831		
1002	株式会社ダイイチ工業	京都市南区上鳥羽南村山町4-2	075-634-8570	075-634-8594		
84	大伸工業株式会社	京都市南区吉祥院長田町25	075-691-5823	075-682-0841	○	○
463	大和エンジニアリング株式会社	京都市南区吉祥院池田町3-1	075-661-4766	075-661-4768	○	○
381	株式会社ナカムラ工業	京都市南区吉祥院春日町21-13	075-691-4780	075-691-4780	○	
112	長尾工業株式会社	京都市南区吉祥院石原南町10	075-661-0004	075-672-5378		
715	株式会社ながさわ設備	京都市南区吉祥院稲葉町37	075-681-7800	075-334-8160		
118	株式会社西原衛生工業所	京都市南区西九条小寺町1-1	075-681-4534	075-671-8582		
125	日本設備工業株式会社	京都市南区西九条菅田町29	075-682-5152	075-661-5335	○	○
129	株式会社橋本工業	京都市南区上鳥羽山/本町40-3	075-661-3221	075-661-3223		○
978	株式会社プレミアムアシスト ホームアシストカンパニー	京都市南区吉祥院嶋高町57	0120-203-274	075-634-7669		
504	有限会社三木設備	京都市南区上鳥羽川端町27-1	075-681-8380	075-681-0668		
341	ミズキ総合設備	京都市南区上鳥羽南唐戸町101-6	075-671-5944	075-671-5944		
179	有限会社三谷工業	京都市南区久世上久世町341	075-934-7647	075-934-7657		
824	株式会社みやこ建設	京都市南区西九条御幸田町106	075-682-5900	075-682-2468		
217	株式会社宮原工業	京都市南区上鳥羽清井町36-2	075-681-3717	075-681-3718	○	
590	ミヤモト設備	京都市南区久世大藪町490-1	075-935-7800	075-935-7801		
918	宮本ライフサービス	京都市南区久世川原町185-30	075-202-3700	075-921-1599		
160	明和管工業株式会社	京都市南区吉祥院池ノ内町1	075-681-7171	075-681-7178		
506	有限会社矢野設備	京都市南区久世東土川町200-58	075-921-5739	075-921-5740	○	○
447	有限会社山本	京都市南区吉祥院流作町8-3	075-321-5663	075-321-5204		
483	株式会社洛東建設	京都市南区上鳥羽馬廻35-2	075-661-6552	075-671-9106		

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

「京都市指定給水装置工事事業者」とは

京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業者を指定しています。

指定給水装置工事事業者は、実施できる工事の種類が多岐にわたりますので、お客さまが希望する工事を実施できるかどうかを指定工事業者に対して、確認してください。（たとえば、新築工事を実施しているか、漏水修繕工事を実施しているか、など）

工事をお申し込みされる場合は、**お客さまと指定工事業者との間で契約**を行っていただきます。

契約の際は、トラブルなどを防ぐため次の事項に十分ご注意ください。

- (1) 希望する内容の工事を行うことができる指定工事業者であることを確認してください。
- (2) 京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事業者とは限りませんのでご注意ください。なお、水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については、指定下水道工事業者でなければ施行できません。
- (3) 必ず複数の指定工事業者から見積書を取り、内容について十分な説明を受け検討してください。

※ 見積もりが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。

A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

A欄には、局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事業者のうち、その旨、ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者に〇印を記載しています。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

B：漏水修繕登録業者について

B欄には、局が登録する**緊急時の漏水修繕**に関して紹介する指定工事業者に〇印を記載しています。

指定給水装置工事事業者のうち、お客さまが水道メーター下流側の緊急の漏水修繕を依頼されるときに、局からの紹介を希望している業者です。また、〇印のある業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご承ください。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次の事項に十分ご注意ください。

- ・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- ・工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- ・追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- ・請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。

その他

〇印がなくとも、指定工事業者は、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

指定工事業者は、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーでも、お問い合わせいただけます。